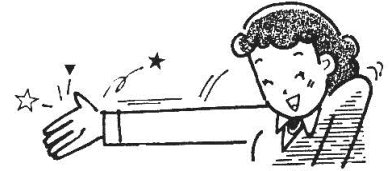


税理士法人大平経営会計事務所は 『書面添付制度』をお勧めします



1. 書面添付制度とは

税理士が「定められた」書類を税務署へ提出する制度です。

2. 国税局が積極的な取組を始めました

国税局は税務執行の円滑化・簡素化を図っていくために、『書面添付制度』の一層の普及・定着を図る必要があることから、日本税理士連合会と強調して、その普及に取り組むことを発表しました。

3. 書面添付のメリット

『税務調査』の省略

『税務調査』の短縮

原則として《事前通知無しの調査》は無い

「税務調査」が必ず省略になるとは限りません。

4. 税務調査の省略・短縮

税務署より《意見聴取を行いたい旨の連絡》が税理士にきます。

税理士が税務署へ出向いて《意見の陳述》をします。

「税務調査」が行われるか否かの連絡が税理士にきます。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の 1

TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118